

令和7年度安全キャビネット性能検査業務仕様書

1 業務の名称

令和7年度安全キャビネット性能検査業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

3 業務の場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷526-1

鳥取県衛生環境研究所 研究棟1階

4 業務の内容

(1) 対象機器の概要

安全キャビネット（日立アプライアンス株式会社製）

型 式	数 量	設置箇所
SCV-1304ECⅡBトク	1台	第2微生物室
	1台	第5微生物室
SCV-1309ECⅡAⅡ	2台	第3微生物室
	1台	廊下

(2) 性能検査等

安全キャビネットの規格は「厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格（平成19年5月31日厚生労働省告示第201号）」に基づき、日本産業規格JISK3800（バイオハザード対策用クラスⅡキャビネット）に規定するバイオハザード対策用クラスⅡキャビネットの規格とし、次の各号の検査等を行う。

ア キャビネット内部汚染除去のためのホルムアルデヒド燻蒸

イ 装置本体の気密度検査

ウ 給気、前面流入及び作業台面各ゾーンの風速・風量検査

エ 作業庫内及び前面開口部の気流方向検査

オ 装置本体と充電部間の絶縁抵抗検査

カ 装置内で要求される清浄度の確認検査

キ 定常運転時における各相の電流値測定と消費電力検査

ク 動作検査

ケ その他必要事項

注：廊下設置のSCV-1309ECⅡAⅡ点検作業場所は発注者と調整し実施すること。

(3) 部品交換等

4の(1)の機器について、循環用及び排気用のHEPAフィルターの交換・取付を行う。

(交換後のフィルターの処分を含む。)

5 作業届の提出

受注者は、契約締結後速やかに作業届を作成し、発注者に提出すること。作業届は作業工程の概ねの目安であり、発注者及び受注者を拘束するものではないが、両者はこれを遵守するよう努めなければならない。

6 損害賠償等

委託業務の実施に伴い、既成部分を汚損又は損傷した場合は、現状に回復させ、回復できない場合は損害を賠償すること。

また、第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償すること。

7 定期点検の立会い

分析機器等の定期点検を行ったときは、発注者の立会者の確認を受けること。

8 業務完了報告及び検査

- (1) 受注者は業務完了後14日以内に業務完了報告書を提出しなければならない。
- (2) 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、前項の規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

9 その他

- (1) 契約書(請書を含む。以下同じ。)の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合には、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。
- (2) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更する場合がある。
- (3) 仕様書に定めのない事項又は仕様書について疑義が生じた事項について、発注者と受注者とが協議して定める。
- (4) 業務の実施に当たっては、鳥取県環境管理要綱に沿って、省資源、省エネルギーを推進するとともに廃棄物の減量化及びリサイクルに努め、環境に配慮すること。
- (5) 委託業務実施において疑義が生じた場合は、直ちに発注者と十分な打ち合わせを行い承諾を受けた後に作業を行うこと。